

◎国等による障害者就労施設等からの

物品等の調達の推進等に関する法律

(平成二四年六月二七日法律第五〇号)(衆)

一、提案理由(平成二四年四月二六日・衆議院本会議)

○池田元久君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

次に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、障害者就労施設で就労する障害者等の自立の促進に資するため、国等は、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこととするものです。

本案は、去る十八日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い

いたします。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二四年六月二〇日)

○小林正夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、障害者就労施設等が、民間企業に比べて競争力が弱く、国や地方公共団体との契約を締結することが厳しい状況となっていることに鑑み、国等の責務として、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めることなどを明らかにするとともに、基本方針の策定など、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長池田元久君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。